

第 6 7 6 号  
平成22年8月10日 発行

# 天理市公報

発行 天 理 市  
編集 総務部総務課

## 目 次

規 則	番号	頁数	告 示	番号	頁数
・天理市職員互助会規則の一部を改正する規則	24	2	・放置自転車等の保管について	234	13
・天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	25	2	・放置自転車等の保管について	235	13
			公 告	番号	頁数
			・大和都市計画事業山の辺第1工区土地区画整理事業の事業計画の変更について	24	14
			・大和都市計画事業山の辺第1工区土地区画整理事業の変更事業計画の縦覧について	25	14
			・公売公告兼見積価格公告	26	14
			・農用地利用集積計画について	27	15
			・一般競争入札について	28	15
			教育委員会	番号	頁数
			・定例教育委員会の招集について	9	17
			・臨時教育委員会の招集について	10	17
			農業委員会	番号	頁数
			・農業委員会の招集について	8	17
			公営企業	番号	頁数
			・天理市指定下水道工事店等に関する規程の一部改正について	27	17
			・天理市指定給水装置設置工事業者審査委員会規程の一部改正について	28	18
・放置自転車等の保管について	205	2			
・放置自転車等の保管について	206	3			
・違反広告物の保管について	207	3			
・放置自転車等の保管について	208	4			
・地縁による団体の告示事項の変更について	209	4			
・放置自転車等の保管について	210	4			
・放置自転車等の保管について	211	5			
・放置自転車等の保管について	212	5			
・放置自転車等の保管について	213	5			
・放置自転車等の保管について	214	6			
・放置自転車等の保管について	215	6			
・放置自転車等の保管について	216	6			
・放置自転車等の保管について	217	7			
・放置自転車等の保管について	218	7			
・放置自転車等の保管について	219	8			
・公示送達について	220	8			
・公示送達について	221	8			
・放置自転車等の保管について	222	9			
・放置自転車等の保管について	223	9			
・放置自転車等の保管について	224	9			
・放置自転車等の保管について	225	10			
・放置自転車等の保管について	226	10			
・放置自転車等の保管について	227	10			
・放置自転車等の保管について	228	11			
・放置自転車等の保管について	229	11			
・自転車等駐車場における放置自転車等の保管について	230	12			
・放置自転車等の保管について	231	12			
・放置自転車等の保管について	232	12			
・地縁による団体の告示事項の変更について	233	13			

## 規 則

(平成22年 7月29日掲示済)

天理市職員互助会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 7月29日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第24号

天理市職員互助会規則の一部を改正する規則

天理市職員互助会規則(昭和46年 7月天理市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「1,000分の4」を「1,000分の5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年 8月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の天理市職員互助会規則の規定は、平成22年 8月分として納付する会費から適用し、平成22年 7月分までの会費については、なお従前の例による。

(平成22年 7月29日掲示済)

天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 7月29日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第25号

天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年 4月天理市規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1第3項第4号中「せん孔、タイプ、電話交換、電信等の」を「電子計算機への入力を反復して行う」に、「手指のけいれん、手指、前腕等のけん、けんしょう若しくはけん周囲の炎症又は頸肩腕症候群」を「後頭部、けい部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害」に改め、同表第4項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 石綿にさらされる業務に従事したため生じた良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚

別表第1第6項第1号中「の業務」の次に「、介護の業務」を加え、同表第7項第9号中「肝血管肉しゅ」の次に「又は肝細胞がん」を加え、同項第10号中「又は甲状腺がん」を「、甲状せんがん、多発性骨髄しゅ又は非ホジキンリンパしゅ」に改め、同表第8項を同表第10項とし、同表第7項の次に次の2項を加える。

8 相当の期間にわたって継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋こうそく、心停止(心臓性突然死を含む。)、心室細動等の重症の不整脈、肺そく栓症、大動脈りゅう破裂(解離性大動脈りゅうを含む。)、くも膜下出血、脳出血、脳血栓症、脳そく栓症、ラクナこうそく又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病

9 人の生命にかかわる事故への遭遇その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象を伴う業務に従事したため生じた精神及び行動の障害並びにこれに付随する疾病

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定は、平成22年 7月1日から適用する。

## 告 示

(平成22年 7月6日掲示済)

天理市告示第205号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 7月6日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

- 平成22年 7月 6日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年 7月 6日から平成22年 9月 3日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
  - 6 返還時に必要なもの
    - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)
    - (2) 移動・保管費用(1台につき)
      - ア 移動費 2,000円
      - イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
  - 7 連絡先  
天理市自転車等保管施設 電話0743 62 7778  
天理市総務部地域安全課 電話0743 63 1001

(平成22年 7月 7日 揭示済)

天理市告示第206号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 7月 7日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成22年 7月 7日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年 7月 7日から平成22年 9月 4日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年 7月 8日 揭示済)

天理市告示第207号

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第8条の規定により、下記のとおり違反広告物を保管したので告示する。

平成22年 7月 8日

天理市長 南 佳 策

整理番号	名称	種類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	アパマンショップ	はり札	17	備前町、柳本町、別所町、前裁町、三島町			
2	三貴ホームサービス	はり札	8	田井庄町、櫛本町			
3	日成ホーム	はり札	9	櫛本町			
		立看板	4				

4	メモリーホーム	はり札	18	三昧田町、豊田町	H22.7.1	H22.7.1	市役所地下駐車場
5	住都ホーム販売	はり札	2	二階堂上ノ庄町			
6	大東建託	はり札	2	前裁町			
7	福岡屋	立看板	2	櫛本町			
8	(株)吉川商事	のぼり	1	三昧田町			
9	マサキ商事	簡易ラック	1	三島町			

連絡先 天理市建設部都市計画課 (0743 63 1001)

(平成22年7月8日揭示済)

天理市告示第208号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年7月8日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成22年7月8日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年7月8日から平成22年9月5日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年7月9日揭示済)

天理市告示第209号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、竹之内町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成22年7月9日

天理市長 南 佳 策

変更前 代表者 天理市竹之内町169番地 西 本 佳 嗣  
 変更後 代表者 天理市竹之内町159番地 岡 井 芳 司  
 変更年月日 平成22年6月4日

(平成22年7月9日揭示済)

天理市告示第210号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年7月9日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成22年7月9日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成22年7月9日から平成22年9月6日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

- (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで  
(以下 略)

(平成22年 7月12日 掲示済)

天理市告示第211号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 7月12日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成22年 7月12日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年 7月12日から平成22年 9月 9日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年 7月12日 掲示済)

天理市告示第212号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 7月12日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成22年 7月 1 2 日
  - 3 移動対象区域  
天理市田町417番地 3 先放置禁止区域外
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年 7月12日から平成22年 9月 9日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年 7月13日 掲示済)

天理市告示第213号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 7月13日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日

- 平成22年 7月13日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年 7月13日から平成22年 9月10日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成22年 7月14日揭示済）

天理市告示第214号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 7月14日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成22年 7月14日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年 7月14日から平成22年 9月11日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成22年 7月15日揭示済）

天理市告示第215号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 7月15日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成22年 7月15日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年 7月15日から平成22年 9月12日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成22年 7月16日揭示済）

天理市告示第216号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転

車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 7月16日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成22年 7月16日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年 7月16日から平成22年 9月13日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年 7月16日掲示済)

天理市告示第217号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 7月16日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成22年 7月16日
  - 3 移動対象区域  
天理市福知堂町50番地2先放置禁止区域外
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年 7月16日から平成22年 9月13日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年 7月20日掲示済)

天理市告示第218号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 7月20日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成22年 7月20日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成22年 7月20日から平成22年 9月17日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法

律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年7月21日揭示済)

天理市告示第219号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年7月21日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成22年7月21日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年7月21日から平成22年9月18日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年7月22日揭示済)

天理市告示第220号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び天理市税賦課徴収条例(昭和29年7月天理市条例第30号)第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成22年7月22日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成22年7月22日揭示済)

天理市告示第221号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び天理市税賦課徴収条例(昭和29年7月天理市条例第30号)第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成22年7月22日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成22年7月22日揭示済)

天理市告示第222号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 7月22日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成22年 7月22日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年 7月22日から平成22年 9月19日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年 7月22日掲示済)

天理市告示第223号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 7月22日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成22年 7月22日
  - 3 移動対象区域  
天理市庵治町250番地1先放置禁止区域外
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年 7月22日から平成22年 9月19日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年 7月23日掲示済)

天理市告示第224号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 7月23日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成22年 7月23日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間

平成22年 7月23日から平成22年 9月20日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年 7月26日揭示済)

天理市告示第225号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 7月26日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成22年 7月26日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年 7月26日から平成22年 9月23日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年 7月27日揭示済)

天理市告示第226号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 7月27日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成22年 7月27日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年 7月27日から平成22年 9月24日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年 7月28日揭示済)

天理市告示第227号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 7月28日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

- 2 移動日  
平成22年 7月28日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年 7月28日から平成22年 9月25日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成22年 7月29日掲示済）

天理市告示第228号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 7月29日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成22年 7月29日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年 7月29日から平成22年 9月26日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成22年 7月30日掲示済）

天理市告示第229号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 7月30日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成22年 7月30日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年 7月30日から平成22年 9月27日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成22年 7月30日掲示済）

天理市告示第230号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。  
平成22年7月30日

天理市長 南 佳 策

- 1 撤去理由  
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 撤去日  
平成22年7月30日
- 3 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成22年7月30日から平成23年1月29日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
  - (2) 返還時間  
午前9時から午後5時まで
- 4 返還時に必要なもの
  - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
  - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 5 連絡先  
天理市開発公社 電話 0743 63 7210  
天理市総務部地域安全課 0743 63 1001

（平成22年8月2日揭示済）

天理市告示第231号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。  
平成22年8月2日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成22年8月2日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年8月2日から平成22年9月30日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成22年8月3日揭示済）

天理市告示第232号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。  
平成22年8月3日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成22年8月3日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間

平成22年8月3日から平成22年10月1日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年8月4日揭示済)

天理市告示第233号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、福住町鈴原自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成22年8月4日

天理市長 南 佳 策

規約に解散の事由を定めたときは、その事由

変更前 本会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第15項において準用する民法（明治29年法律第89号）第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定により解散する。

変更後 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

変更年月日 平成22年8月4日

(平成22年8月4日揭示済)

天理市告示第234号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年8月4日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成22年8月4日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年8月4日から平成22年10月2日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年8月5日揭示済)

天理市告示第235号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年8月5日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成22年8月5日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年8月5日から平成22年10月3日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで  
(以下 略)

# 公 告

(平成22年 7月 9日 掲示済)

## 天理市公告第24号

大和都市計画事業山の辺第一工区土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第55条第13項において準用する同法第55条第9項の規定により、下記の事項を公告する。

平成22年 7月 9日

天理市長 南 佳 策

### 記

- 1 土地区画整理事業の名称 大和都市計画事業山の辺第一工区土地区画整理事業
- 2 施行者の名称 天理市
- 3 施行地区 天理市三島町、田部町、別所町、石上町及び小田中町の各一部
- 4 事業施行期間 昭和45年 3月 6日から平成31年 3月31日まで
- 5 事業所の所在地 天理市川原城町605番地 天理市役所
- 6 事業計画変更決定の年月日 平成22年 6月30日

(平成22年 7月 9日 掲示済)

## 天理市公告第25号

大和都市計画事業山の辺第一工区土地区画整理事業の変更事業計画において定める施行地区及び設計の概要を表示する図書の写しを、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第55条第13項において準用する同法第55条第10項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第1条の2の規定により、下記の事項を公告する。

平成22年 7月 9日

天理市長 南 佳 策

### 記

縦覧場所 天理市川原城町605番地 天理市役所建設部市街地整備課内  
縦覧時間 午前 8時30分から午後 5時15分まで

(平成22年 8月 2日 掲示済)

## 天理市公告第26号

### 公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第95条の規定により差押財産を公売することを公告する。  
国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告する。  
平成22年 8月 2日

天理市長 南 佳 策

公 売 財 産	売却区分	名 称 、 性 質 、 そ の 他	数 量	見積価額 (最低入札価額) (円)	公売保証金 (円)
	天9 1	掛軸(舞鶴図、川端龍子筆 印刷)	1	30,000	3,000
天9 2	掛軸(枯木鳴鴉図、武蔵筆 印刷)	1	15,000	1,500	
天9 3	掛軸(秋露、竹内栖鳳筆 印刷)	1	15,000	1,500	
天9 4	掛軸(無我図、大観筆 印刷)	1	15,000	1,500	
天9 5	掛軸(鶴舞千手樹亀遊萬歳池、雲林書)	1	10,000	1,000	
天9 6	鉄道模型(Nゲージ用車体 9台)	1	500	0	
天9 7	鉄道模型(Nゲージ用車体 15台、車輪なし)	1	500	0	
(注) 上記売却区分ごとに公売します。 公売財産の詳細については、ヤフーが提供するインターネットオークションサイトに記載しています。					
公売方法		ヤフーが提供するインターネットオークション(せり売)			
公売場所		ヤフーが提供するインターネットオークションのシステム上			
公売参加申込期間		平成22年 9月 9日 午後 1時00分 ~ 平成22年 9月22日 午後11時00分			
日 公 時 売	入札開始	平成22年 9月28日 午後 1時00分			
	入札締切	平成22年 9月30日 午後11時00分			

開札の日時	平成22年10月1日 午前10時00分			
売却決定	日時	平成22年10月1日 午前10時00分	場所	天理市役所 収税課
買受代金納付期限	平成22年10月13日 午後2時30分			
買受人についての資格その他の要件	国税徴収法第92条及び同法第108条該当者は公売に参加できません。			
その他	<p>1 天理市は瑕疵担保責任を負いません。</p> <p>2 公売に参加するためには、公売参加申込期間内において、公売財産の公売保証金を納付いただく必要があります。</p> <p>3 買受代金を納付したとき、買受財産の危険負担は買受人に移転します。買受後に発生した財産の毀損、盗難及び焼失などによる損害負担は買受人が負うことになります。</p> <p>4 引き渡しは、買受代金納付時の現況有姿で引き渡します。なお、引き渡しのために要した費用はすべて買受人の負担になります。</p> <p>5 その他、詳細についてはヤフーオークションサイト並びに天理市のホームページでご確認ください。</p>			
<p>配当を受ける者の権利の申出について</p> <p>公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を本市収税課に申し出て下さい。</p> <p>なお、債権現在額申立書の用紙は当市収税課に用意しています。</p>				

(平成22年 8月 2日 掲示済)

天理市公告第27号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成22年 8月 2日

天理市長 南 佳 策

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

(平成22年 8月 5日 掲示済)

天理市公告第28号

一般競争入札について

次のとおり一般競争入札に付すので、天理市契約規則（昭和40年 8月天理市規則第22号）第3条の規定により公告する。

平成22年 8月 5日

天理市長 南 佳 策

第 1 工事概要

- (1) 工事名 天理市立櫛本小学校屋内運動場新築工事（電気設備工事）
- (2) 工事場所 天理市櫛本町
- (3) 工事概要 鉄骨造平屋建屋内運動場動力、幹線、電灯コンセント、校内放送、自動火災報知機、舞台音響設備屋内付帯工事  
既設受変電設備の全面改修及び幹線引込  
分離発注実施に伴い建築工事（機械設備工事含む）については、別途発注。
- (4) 工期 平成23年 3月28日まで
- (5) 予定価格 36,543,150円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）
- (6) 最低制限価格 32,334,750円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

第 2 競争入札参加資格

- (1) 天理市に建設工事入札参加資格申請書を提出している電気工事の資格を有する建設業者（天理市内に本店又は営業所（建設業法第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有するもの）であって、次号から第4号までに掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。  
建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による特定建設業の許可を、電気工事業について受けている者であること。  
経営規模等評価結果（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における電気工事業の総合評定値が、700点以上であること。

本競争入札参加資格確認時点並びにその後に予定されている本件の入札執行日までの間において、天理市より指名停止措置を受けていない者であること。

本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。

天理市に対して不誠実な行為のない者であること。

- (3) 次の条件のすべてを満たす技術者をこの工事を行う期間中、専任で配置できること。

1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者

電気工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている監理技術者またはこれに準ずる者

入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者

- (4) 次に掲げる設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名称 (株)溜谷設計

住所 天理市田部町16番地

### 第3 入札手続等

- (1) 担当部局 〒632 8555 天理市川原城町605番地 天理市役所総務部総務課入札審査室

電話番号 0743 63 1001 内線 332

- (2) 入札説明書の交付期間及び場所

交付期間等 平成22年8月5日（木）から平成22年8月17日（火）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までを除く。）。

交付場所 上記第3(1)に同じ。

### 第4 競争入札参加資格の確認等

本競争入札参加希望者は、第2に掲げる資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出

提出期間 平成22年8月5日（木）から平成22年8月17日（火）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までを除く。）。

提出場所 上記第3(1)に同じ。

提出部数 1部

提出方法 持参すること

作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする

- (2) 仕様書に対する質問は、競争参加資格確認申請を行った後、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。

提出期間 平成22年8月20日（金） 午後5時まで

提出場所 上記第3(1)に同じ。

提出部数 1部

提出方法 持参すること。郵送、宅配便等による送付または電送によるもの等は認めない。

- (3) 競争入札参加資格確認の結果については、平成22年8月30日（月）通知書の発送をもって通知する。

### 第5 仕様書公開の日時及び場所

日時 平成22年8月5日（木）から平成22年8月17日（火）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までを除く。）。

場所 上記第3(1)に同じ。

### 第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、天理市建設工事郵便入札試行要領に基づき、日本郵便郵便事業株式会社天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

- (2) 入札書の到着期限日及び送付先

到着期限日 平成22年9月27日（月）

入札書の送付先 日本郵便郵便事業(株)天理支店留 天理市役所総務部総務課入札審査室 行

### 第7 開札の日時及び場所

日時 平成22年9月28日（火） 午前9時30分から

場所 天理市川原城町605番地 天理市役所 3階 334会議室

### 第8 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。

- (2) 天理市契約規則第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、入

札結果は総務課入札審査室で公表する。

- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者に「くじ」を引かせて落札者を決定するものとする。

第9 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除

契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

- (2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

- (3) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

分離発注実施に伴う本工事の本体工事（建築工事）の契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月天理市条例第11号）第2条の規定により議会の議決を要するため、入札執行までに本体工事の議決を得られないときは入札を中止する。

- (4) 手続における交渉の有無 無

- (5) 契約書作成の要否 要

- (6) 入札公告の掲示先 天理市役所 掲示場

- (7) 問い合わせ先 天理市役所総務部総務課入札審査室 電話番号 0743 63 1001 内線332

## 教育委員会

（平成22年7月28日揭示済）

天教告示第9号

平成22年8月5日午前9時30分から8月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成22年7月28日

天理市教育委員会  
委員長 北田良嗣

（平成22年8月4日揭示済）

天教告示第10号

平成22年8月18日午後1時00分から8月臨時教育委員会を天理市役所に招集する。

平成22年8月4日

天理市教育委員会  
委員長 北田良嗣

## 農業委員会

（平成22年7月30日揭示済）

天農委告示第8号

平成22年8月9日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成22年7月30日

天理市農業委員会  
会長 森田周作

記

議案第1号 農地法（昭和27年法律第229号）第3条に関する許可申請について

議案第2号 農地法第5条に関する許可申請について

議案第3号 その他

市街化区域の専決処分について（報告）

## 公営企業

（平成22年7月21日揭示済）

天理市上下水道局管理規程第27号

天理市指定下水道工事店等に関する規程（平成22年4月天理市上下水道局管理規程第23号）の一部を次

のように改正する。  
平成22年 7月21日

天理市上下水道事業管理者  
中 谷 博

第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。  
(審査委員会)

第17条 管理者は、第7条第1項の規定による指定の取消し等及び第15条第1項の規定による登録の取消し等に関して、公正の確保と透明性の向上を図るため、審査委員会を設置する。

2 審査委員会について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年 8月 1日から施行する。

(平成22年 7月21日揭示済)

天理市上下水道局管理規程第28号

天理市指定給水装置工事事業者審査委員会規程(平成10年 2月天理市水道ガス局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

平成22年 7月21日

天理市上下水道事業管理者  
中 谷 博

題名を次のように改める。

天理市指定給水装置工事事業者及び天理市指定下水道工事店審査委員会規程

第1条中「第18条第2項」の次に「及び天理市指定下水道工事店等に関する規程(平成22年 4月天理市上下水道局管理規程第23号。以下「指定工事店規程」という。)第17条第1項」を加え、「天理市指定給水装置工事事業者審査委員会」を「天理市指定給水装置工事事業者及び天理市指定下水道工事店審査委員会」に改める。

第2条に次の2号を加える。

(3) 指定工事店規程第7条の規定による指定の取消等

(4) 指定工事店規定第15条の規定による登録の取消等

附 則

この規程は、平成22年 8月 1日から施行する。